平成２９年（フ）第１７８号
相模原市南区東林間３丁目11番12号　アビタシオン東林間306、申立時の住所相模原市南区相武台２丁目１番25号　コーポコスモス202
破産者　永田　明美
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８１号
相模原市中央区田名4543番地４
破産者　鈴木　通弘
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９４号
金沢市松寺町丑118番地
破産者　田中　健二
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
京都府福知山市問屋町100番地　ハイツアベイユ207号
破産者　村田　春男
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
京都府綾部市五津合町下西56番地の３
破産者　阿田　博子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
福岡県京都郡苅田町松原町４番地３（苅田鳳城ビル601）
破産者　大塚　実男
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
福岡県筑紫郡那珂川町松原７番17―804号（エバーライフ博多南弐番館）久保敬太方、開始決定時の住所福岡県行橋市中央２丁目14番16号　３号
破産者　久保　譲治
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
沖縄県沖縄市美原３丁目10番18号　美川マンションⅠ306号
破産者　平安山　倖
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３４号
京都府京都市右京区太秦開日町24番地の３
破産者　大石　淳司
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第４号
三重県名張市桔梗が丘７番町２街区２番地７号棟202号
破産者　高山　洋一
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２９３号
石川県かほく市木津イ67番地２
破産者　有限会社沖野製造
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７０号
三重県津市河芸町三行71番地の５
破産者　株式会社あかつき
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２１号
福岡市早良区東入部８丁目８番47号
破産者　株式会社ベトロワン
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６９６号
埼玉県草加市新善町208番地４
破産者　株式会社アクティトランスポート
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
最後の住所　山梨県南巨摩郡南部町福士2705番地12
破産者　被相続人亡望月征四郎相続財産
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
愛知県一宮市栄４丁目５番15号
破産者　社本株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２０号
秋田市河辺岩見字萱森72番地
破産者　亡鎌田爲晴相続財産
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院774番地１
破産者　有限会社ミヤモト商運
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２０８号
山形市あこや町１丁目17番50号、前住所山形市東原町４丁目12番17号
破産者　前野　隆司
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部